

## 農業農村整備事業補助金等交付要領

(趣旨)

**第1条** 県の交付する土地改良事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項の事業をいう。）、地籍調査事業（国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の事業をいう。）及びこれらの事業に関連して実施することを相当とする事務又は事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号。以下「告示」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の申請)

**第2条** 補助金等の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）が規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金等の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
団体営土地改良事業補助金	団体営土地改良事業（告示の農政部の部農地整備課の款団体営土地改良事業補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄の各号の名称）補助金交付申請書	規則の別記様式第1	2	1 事業計画書	別記様式第1号	2	知事が別に定める日
				2 収支予算書	別記様式第2号	2	
農地防災事業等補助金	農地防災事業等（農業用施設災害関連、老朽ため池等整備、農業用河川工作物応急対策、たん水防除、特定農業用管水路等特別対策事業（調査設計）又は農業用道路横断工作物緊急耐震対策、災害関連農村生活環境施設復旧、土地改良施設突発事故復旧、震災対策農業水利施設整備、農業用ため池防災減災対策推進、ため池整備）補助金交付申請書			3 対象となる事業が工事の施行である場合は実施設計書		1	
				4 事業主体が法人でない場合は代表者届	別記様式第3号	2	
				5 その他知事が必要と認める書類			
農業集落排水事業補助金	農業集落排水事業補助金交付申請書						
中山間地域総合整備事業補助金	中山間地域総合整備事業補助金交付申請書						
農村総合整備事業補助金	農村総合整備事業補助金交付申請書						

補助金等の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金  農地、農業用施設災害復旧事業補助金	地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金交付申請書  農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	2	1 事業計画書 2 収支予算書 3 実施設計書 4 事業主体が法人でない場合は代表者届 5 その他知事が必要と認める書類	別記様式第1号の1 別記様式第2号の1  別記様式第3号	2 2 1 2	知事が別に定める日
公害防除特別土地改良事業補助金	公害防除特別土地改良事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	2	1 事業計画書 2 総合補助率算定表 3 収支予算書 4 対象となる事業が工事の施行である場合は実施設計書 5 事業主体が法人でない場合は代表者届 6 その他知事が必要と認める書類	別記様式第1号 別記様式第1号の2 別記様式第2号  別記様式第3号	2 2 2 1 2	知事が別に定める日

補助金等の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
農村振興総合整備実施計画費補助金	農村振興総合整備実施計画費補助金交付申請書	規則の別記様式第1		1 事業計画書 2 収支予算書 3 事業主体が法人でない場合は代表者届 4 その他知事が必要と認める書類	別記様式第1号の3 別記様式第2号 別記様式第3号	2 2 2	知事が別に定める日
栃木県地籍調査事業負担金	栃木県地籍調査事業負担金交付申請書	規則の別記様式第1	2	1 事業計画書 2 収支予算書 3 事業実施について事業主体の決定があったことを証する書面	別記様式第1号の4 別記様式第2号の2	2 2 2	知事が別に定める日
経営体育成促進換地等調整事業補助金	経営体育成促進換地等調整事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	2	1 事業計画書 2 収支予算書 3 事業主体が法人でない場合は代表者届 4 その他知事が必要と認める書類	別記様式第1号 別記様式第2号 別記様式第3号	2 2 2	知事が別に定める日

- 2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助条件)

**第3条** 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農業農村整備事業等に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)又は事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 2 農業農村整備事業等を中止し、又は廃止する場合においてはあらかじめ知事の承認を受けること。
- 3 農業農村整備事業等が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は農業農村整備事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

**第4条** 前条第1号に規定する軽微な変更とは、次の表に掲げる変更以外の変更とする。

補助金等の名称	変更事項
団体営土地改良事業補助金 公害防除特別土地改良事業補助金 農村総合整備事業補助金	1 地区及び事業主体を同一にする事業(調査設計事業を除く。)ごとに次に掲げる変更 事業内容の変更 ア 工種の新設、変更又は廃止 イ 工種ごとの事業量の30パーセントを超える増減 2 調査設計事業 事業主体ごとの補助金の額の増減
農地、農業用施設災害復旧事業補助金	施行箇所ごとに次に掲げる変更 1 経費の配分の変更 工種ごとの経費の額の30パーセントを超える増減 2 事業内容の変更 ア 工種(農地にあつては田、畑及びわさび田の区分、農業用施設にあつては、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全施設及び防災ため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止 イ 工種ごとの事業量の30パーセントを超える増減
農地防災事業等補助金	地区及び事業主体を同一にする事業ごとに次に掲げる変更 工事内容の変更 1 工種の新設、変更又は廃止 2 工種ごとの事業量の30パーセントを超える増減
農業集落排水事業補助金 中山間地域総合整備事業補助金	地区及び事業主体を同一にする事業ごとに次に掲げる変更 事業内容の変更 1 事業種類の新設、変更又は廃止 2 事業種類別の事業量の30パーセントを超える増減
農村振興総合整備実施計画費補助金	地区及び事業主体を同一にする事業ごとに次に掲げる変更 1 経費の配分の変更 計画地域ごとに当該経費の30パーセントを超える増減 2 事業内容の変更 ア 計画地域の変更 イ 調査項目の変更又は廃止

補助金等の名称	変更事項
栃木県地籍調査事業負担金	調査地区及び事業主体を同一にする事業ごとに次に掲げる変更 1 経費の配分の変更 直接経費及び附帯経費の相互間における経費の30パーセント（当該流用先の経費の30パーセントに相当する額が300万円以下であるときは300万円）を超える増減 2 事業内容の変更 ア 換算した調査面積の30パーセントを超える増減 イ 精度、縮尺及び測量方式の変更
地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金	地区及び事業主体を同一にする事業ごとに次に掲げる変更 1 経費の配分の変更 計画地域ごとに当該経費の30パーセントを超える増減 2 事業内容の変更 計画地域の変更
経営体育成促進換地等調整事業補助金	調査地域ごとに次に掲げる変更 1 経費の配分の変更 調査地域ごとに事業費の30パーセントを超える増減 2 事業内容の変更 ア 調査地域の変更 イ 調査項目の変更又は廃止

（変更等の承認）

**第5条** 第3条第1号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記様式第4号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して正副2部を知事に提出しなければならない。  
**2** 第3条第2号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合には、事業廃止（又は中止）承認申請書（別記様式第5号）に廃止又は中止の理由を記載した書類を添付して正副2部を知事に提出しなければならない。

（事業の着手）

**第6条** 規則第7条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた事業主体は、当該事業に着手し、又は当該事業が完了した場合には事業着手（又は完了）届（別記様式第6号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（状況報告）

**第7条** 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金等の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
団体営土地改良事業補助金	団体営土地改良事業（告示の農政部の部農地整備課の款団体営土地改良事業補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容欄の各号の名称）状況報告書	規則の別記様式第2	1	1 収支及び遂行状況表	別記様式第7号	1	別に定める期日

補助金等の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
農地防災事業等補助金	農地防災事業等（農業用施設災害関連、老朽ため池等整備、農業用河川工作物応急対策、たん水防除、特定農業用管水路等特別対策事業（調査設計）又は農業用道路横断工作物緊急耐震対策、災害関連農村生活環境施設復旧、土地改良施設突発事故復旧、震災対策農業水利施設整備、農業用ため池防災減災対策推進、ため池整備）状況報告書	規則の別記様式第2		1 収支及び遂行状況表	別記様式第7号		別に定める期日
公害防除特別土地改良事業補助金	公害防除特別土地改良事業補助金状況報告書						
農地、農業用施設災害復旧事業補助金	農地、農業用施設災害復旧事業補助金状況報告書						
農業集落排水事業補助金	農業集落排水事業補助金状況報告書						
中山間地域総合整備事業補助金	中山間地域総合整備事業補助金状況報告書						
農村総合整備事業補助金	農村総合整備事業補助金状況報告書						
農村振興総合整備実施計画費補助金	農村振興総合整備実施計画費補助金状況報告書						
地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金	地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金状況報告書						
経営体育成促進換地等調整事業補助金	経営体育成促進換地等調整事業補助金状況報告書						

補助金等の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県地籍調査事業負担金	栃木県地籍調査事業負担金状況報告書	規則の別記様式第2	1	1 収支及び遂行状況表	別記様式第7号の1	1	負担金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において作成し、その翌月の15日まで

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金等の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
団体営土地改良事業補助金	団体営土地改良事業（告示の農政部の部農地整備課の款団体営土地改良事業補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄各号の名称）実績報告書	規則の別記様式第2	2	1 事業成績書	別記様式第1号	2	事業完了の日から30日以内
農地防災事業等補助金	農地防災事業等（農業用施設災害関連、老朽ため池等整備、農業用河川工作物応急対策、たん水防除、特定農業用管路等特別対策事業（調査設計）又は農業用道路横断工作物緊急耐震対策、災害関連農村生活環境施設復旧、土地改良施設突発事故復旧、震災対策農業水利施設整備、農業用ため池防災減災対策推進、ため池整備）実績報告書			2 収支精算書	別記様式第8号	2	
				3 対象となる事業が工事の施行である場合は出来形設計書		1	
				4 補助金の振り分け基準書	別記様式第9号	2	
				5 残材料調書	別記様式第10号	2	
				6 財産管理台帳	別記様式第11号	2	
				7 地区別検査調書	別記様式第12号	2	
				8 その他知事が必要と認める書類			

補助金等の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
農業集落排水事業補助金	農業集落排水事業補助金実績報告書	規則の別記様式第2	2	1 事業成績書	別記様式第1号	2	事業完了の日から30日以内
中山間地域総合整備事業補助金	中山間地域総合整備事業補助金実績報告書			2 収支精算書	別記様式第8号	2	
農村総合整備事業補助金	農村総合整備事業補助金実績報告書			3 対象となる事業が工事の施行である場合は出来形設計書		1	
地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金	地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金実績報告書			4 補助金の振り分け基準書	別記様式第9号	2	
				5 残材料調書	別記様式第10号	2	
				6 財産管理台帳	別記様式第11号	2	
				7 地区別検査調書	別記様式第12号	2	
				8 その他知事が必要と認める書類			
農地、農業用施設災害復旧事業補助金	農地、農業用施設災害復旧事業補助金実績報告書	規則の別記様式第2	2	1 事業成績書	別記様式第1号の1	2	事業完了の日から30日以内
				2 収支精算書	別記様式第8号の1	2	
				3 残材料調書	別記様式第10号	2	
				4 取得財産調書	別記様式第11号の1号	2	
				5 その他知事が必要と認める書類			

補助金等の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
公害防除特別土地改良事業補助金	公害防除特別土地改良事業補助金実績報告書	規則の別記様式第2	2	1 事業成績書	別記様式第1号	2	事業完了の日から30日以内
				2 総合補助率算定表	別記様式第1の2	2	
				3 収支精算書	別記様式第8号	2	
				4 対象となる事業が工事の施行である場合は出来形設計書		1	
				5 補助金の振り分け基準書	別記様式第9号	2	
				6 残材料調書	別記様式第10号	2	
				7 財産管理台帳	別記様式第11号	2	
				8 地区別検査調書	別記様式第12号	2	
				9 その他知事が必要と認める書類			
農村振興総合整備実施計画費補助金	農村振興総合整備実施計画費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	2	1 事業成績書	別記様式第1号の3	2	事業完了の日から30日以内
				2 収支精算書	別記様式第8号	2	
				3 その他知事が必要と認める書類			

補助金等の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県地籍調査事業負担金	栃木県地籍調査事業負担金実績報告書	規則の別記様式第2	2	1 事業成績書	別記様式第1号の4	2	事業完了の日から30日又は当該事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
				2 収支精算書	別記様式第8号の2	2	
				3 財産管理台帳	別記様式第11号	2	
				4 国土調査法第17条第1項の規定に基づく公告の写		2	
経営体育成促進換地等調整事業補助金	経営体育成促進換地等調整事業補助金実績報告書	規則の別記様式第2	2	1 事業成績書	別記様式第1号	2	事業完了の日から30日又は当該事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日、補助金の全額が前払又は概算払で交付された場合は、当該事業年度の翌年度の6月10日
				2 収支精算書	別記様式第8号	2	
				3 残材料調書	別記様式第10号	2	
				4 財産管理台帳	別記様式第11号	2	
				5 地区別検査調書	別記様式第12号	2	
				6 その他知事が必要と認める書類			

- 2 第2条第2項ただし書により交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第2条第2項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第13号により速やかに正副2部を知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金等の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
団体営土地改良事業補助金  農地防災事業等補助金  公害防除特別土地改良事業補助金  農業集落排水事業補助金  中山間地域総合整備事業補助金  農村総合整備事業補助金	団体営土地改良事業（告示の農政部の部農地整備課の款団体営土地改良事業補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄の各号の名称）交付請求書 農地防災事業等（農業用施設災害関連、老朽ため池等整備、農業用河川工作物応急対策、たん水防除、特定農業用管路等特別対策事業（調査設計）又は農業用道路横断工作物緊急耐震対策、災害関連農村生活環境施設復旧、土地改良施設突発事故復旧、震災対策農業水利施設整備、農業用ため池防災減災対策推進、ため池整備）交付請求書 公害防除特別土地改良事業補助金交付請求書 農業集落排水事業補助金交付請求書 中山間地域総合整備事業補助金交付請求書 農村整備事業補助金交付請求書	規則の別記様式第4	2	1 交付決定通知書の写 2 補助事業の検査結果の通知書の写 3 収支精算書	別記様式第8号	2 2 2	別に定める期日

補助金等の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
農村振興総合整備実施計画費補助金	農村振興総合整備実施計画費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	2	1 交付決定通知書の写	別記様式第8号	2	別に定める期日
地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金	地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金交付請求書			2 補助事業の検査結果の通知書の写		2	
経営体育成促進換地等調整事業補助金	経営体育成促進換地等調整事業補助金交付請求書			3 収支精算書		2	
農地、農業用施設災害復旧事業補助金	農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付請求書	規則の別記様式第4	2	1 交付決定通知書の写	別記様式第8号の1	2	別に定める期日
				2 補助事業の検査結果の通知書の写		2	
				3 収支精算書		2	
栃木県地籍調査事業負担金	栃木県地籍調査事業負担金交付請求書	規則の別記様式第4	2	1 交付決定通知書の写	別記様式第8号の2	2	別に定める期日
				2 補助事業の検査結果の通知書の写		2	
				3 収支精算書		2	

（財産処分の制限期間等）

**第10条** 規則第24条第1項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和41年大蔵省令第37号）」に定める耐用年数に相当する期間とする。

**2** 規則第24条第1項第2号の規定による財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円を超えるものとする。

（書類の経由）

**第11条** 規則及びこの要領により知事に提出する書類は、所轄市町村を経由するものとする。

附 則（昭和52年8月16日土改一第432号）

1 この要領は、昭和52年度分の補助金から実施する。

2 土地改良事業等補助金交付要領（昭和47年12月20日付け土改号外栃木県農務部長通知。次項において「旧要領」という。）は廃止する。

3 この要領の実施前に旧要領に基づいてなされた申請、届等については、この要領の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和54年1月23日土改第612号）

この要領は、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和54年9月13日土改第231号）

この要領は、昭和54年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和54年10月9日土改第268号）

この要領は、昭和54年度分の補助金から適用する。

附 則（平成元年4月11日土改第11号）

この要領は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則（平成3年8月19日広農開第70号）

この要領は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則（平成4年4月17日農整第22号）

この要領は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則（平成5年11月16日土改第591号）

この要領は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則（平成10年6月10日農整第550号）

この要領は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則（平成11年9月1日農整第417号）

この要領は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則（平成12年4月1日農計第124号）

この要領は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則（平成13年4月1日農振第83号）

この要領は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則（平成14年4月1日農計第837号）

この要領は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月10日農振第815号）

この要領は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年9月18日農整第538号）

この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年10月28日農整第600号）

この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年9月26日農振第443号）

この要領は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年4月1日農整第817号）

この要領は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成31年4月1日農整第438号）

この要領は、平成31年度分の補助金から適用する。